

八尾市木造住宅除却補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、八尾市木造住宅除却補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

(補助金交付申請時の必要書類)

第2条 要綱第6条に規定する必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げるいずれか。
 - ア 耐震診断結果報告書の写し
 - イ 一戸建住宅については、誰でもできるわが家の耐震診断（以下「わが家の耐震診断」という）による耐震診断問診票の診断結果の写し
 - ウ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票の写し
- (2) 耐震診断技術者の登録証の写し（わが家の耐震診断及び旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断による診断の場合は不要）
- (3) 除却工事の仮設図面（仮囲い、近隣対策等がわかるもの）
- (4) 建築基準法第7条に規定する当該建築物の検査済証の写し等、建築年度及び規模がわかる書類
- (5) 附近見取図
- (6) 現況写真
- (7) 除却工事費見積書
- (8) 当該建築物及び土地の登記事項証明書
- (9) 紛争防止に関する誓約書
- (10) 利害関係者からの除却工事の実施についての同意書（様式第3号）
- (11) 申請者の所得証明書
- (12) 市税の納税義務者は滞納がないことの証明書
- (13) 資産に関する誓約書
- (14) その他市長が必要と認めるもの

2 八尾市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱及び八尾市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱の規定に基づき耐震診断を受けた建築物については前項に掲げる書類の一部を省略することができる。

(除却工事完了時の必要書類)

第3条 要綱第12条に規定する必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 除却工事写真
- (2) 除却工事費請求明細書の写し
- (3) 除却工事費領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金請求時の必要書類)

第4条 要綱第14条に規定する必要書類とは、次に掲げるものとする。ただし、(3)は代理受領制度を利用する場合に限る。

- (1) 請求書(会計様式1)
- (2) 相手方登録申請書
- (3) 代理受領に係る委任状
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は令和 7年 4月 1日から施行する。